



レンタル基本事項

- 1 レンタル料金のお支払いは原則として現金振込みとします。

- 2 借主である貴社は、レンタル中の物件について責任をもって使用、維持管理、保管する義務を負います。
また、無断で他人に貸すことはできません。

- 3 貴社は、レンタルした機械の破損及び故障については直ちに貸主である弊社に通知し、指示された必要な処置を講ずるものとします。

- 4 レンタル期間は、貸出日より返却日までの期間となります。
休車の連絡は午前 10 時までのものに限り受け付けます。

- 5 返却された建設機械および車両について、多量の汚泥が付着するなど、現状復旧に時間がかかると判断した場合は特別清掃料を請求いたします。

- 6 レンタル料の支払いが支払日より遅れた場合、弊社より 5 日以内に確認の電話を入れさせていただきます。1 ヶ月支払いが遅れた場合、以後の貸出を禁止し、直ちに物件を引き上げます。

- 7 レンタル料の支払いが支払期日より遅延した場合、弊社は債権保全手続き（第三者への債権譲渡等）を取る場合があります。その場合、債権譲渡先から貴社に連絡が入ることがありますので予めご了承ください。

- 8 オーイタレンタルの保険内容をカタログにて必ずご確認ください。
新規お取引申込時にお渡しいたします。

- 9 その他の事項については約款の内容に従うものとします。